

神戸港在来貨物集貨促進事業 補助金交付要綱

令和3年4月1日 港湾局長決定

令和4年3月30日 改正

令和5年3月30日 改正

神戸港在来貨物集貨促進事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第1条 この補助金は、神戸港で新たに取り扱う在来貨物について、神戸港を利用するためには必要となる経費を支援することにより、神戸港の更なる利活用や新たな事業展開を促進し、もって港勢の維持拡大を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

在来貨物：重量物、長大物等コンテナ輸送に適さない貨物

（対象事業）

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 神戸港を利用して新たに在来貨物を輸出入又は移出入する事業
- (2) 神戸港を利用して在来貨物を新たな仕向地へ輸出・移出又は新たな仕出地から輸入・移入する事業
- (3) 国内他港を利用していた在来貨物を神戸港利用に転換する事業

（対象事業者）

第4条 補助金交付の対象となる事業者は、前条各号に掲げる対象事業で輸出入又は移出入される在来貨物の荷主または神戸港利用を提案した物流事業者とする。

2 1事業者あたりの申請件数は2件を限度とする。

（対象経費）

第5条 補助金交付の対象となる経費は、第3条各号に掲げる対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税を除く）のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 輸出・移出貨物：仕出地から神戸港までの輸送に要する経費（仕出地における荷積み作業を含む。）
- (2) 輸入・移入貨物：神戸港から仕向地までの輸送に要する経費（仕向地における荷卸し作業を含む。）
- (3) 神戸港での開梱、保管、荷役等に要する経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に定める対象経費の2分の1とする。

ただし、申請1件につき2,000千円を限度とし、予算の範囲内で措置するものとする。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、当該補助金の交付決定に係る会計年度（以下、「当該年度」という。）の4月1日から2月末日までとする。なお、交付決定前に実施した事業も対象に含むことができる。

(事業計画及び補助金交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に掲げる書類を、当該年度の1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1)事業計画・補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2)会社概要・役員名簿（様式第2号）
- (3)誓約書（様式第3号）

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、前条による申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第5号）をもって申請事業者に通知するものとする。

(事業計画及び補助金交付の変更等)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請事業者（以下「決定事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第6号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）又は補助事業中止承認通知書（様式第9号）により、決定事業者に通知するものとする。

(事業実績報告書等の提出)

第11条 決定事業者は、補助金規則第15条に基づき、対象事業の事業実績報告書（様式第10号）を事業実施後、関係書類が整い次第速やかに提出しなければならない。なお、最終提出期限は当該年度の3月8日とする。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、速やかに決定事業者に通知し、30日以内に補助金を決定事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により決定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 決定事業者は、対象事業に係る経理の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第9条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(公 表)

第15条 市長は、決定事業者及び対象事業の名称、事業計画の概要、交付決定を取り消した事業者の名称その他対象事業の内容の必要な事項について公表することができるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。